

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(3) 海岸緑地の整備

ア. 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

策定期間：平成 15 年 3 月

対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・荻田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）

大分県 6 市 8 町 1 村（策定当時）

総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆ 海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用開始
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者など一体となって事業を推進していきます。

(4) 市民参加による洞海湾の環境修復

ア. 背景

平成 15～16 年度に、北九州市港湾局（当時）、環境科学研究所、国土交通省九州地方整備局が共同で「ムラサキガイを使った洞海湾の環境修復技術」の実証実験を実施し、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。

平成 17 年度からは、その成果をもとに「ムラサキガイを使った洞海湾の環境修復体験教室」を地元の小学校や市民団体と取り組んでいます。

ムラサキガイによる環境修復技術の概要

特殊加工した生分解性ロープに定着したムラサキガイが海水中の窒素やリンを吸収した赤潮プランクトンを摂取し、富栄養化を防ぎます。

窒素やリンを吸収したムラサキガイは陸上に回収し堆肥として活用します。

生分解性ロープ(マイロープ)

垂下前 垂下後

浄化イメージ図

陸上に回収し堆肥化 (マイ堆肥)

ムラサキガイ

イ. これまでの取組と成果

地元の小学生（平成 17 年度 45 人、18 年度 132 人、19 年度 161 人、20 年度 171 人、21 年度 147 人）を対象に、総合学習の時間を利用して、マイロープの吊り下げからマイ堆肥作りまでを体験する「環境修復体験教室」を実施し、できた堆肥でイチゴや植物の苗を植えました。

その他にも、市民団体がロープの代わりに竹を垂下する実験を行うなど市民、民間企業、NPO 法人と連携した活動を行っています。

ウ. 今後の取組

引き続き、地元小学校や市民団体、企業などと協働でムラサキガイを使った洞海湾の環境修復に取り組んでいくとともに、洞海湾に現存する干潟の機能調査や覆砂による活性化の検討、広大な海域を活かした藻場の育成可能性調査などを行い、干潟の保全や藻場の育成など市民が参加できる環境修復手法の検討を進めます。



地元小学生による環境修復体験教室

◆ 洞海湾の環境修復イメージ



12. 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア. 背景

本市における森林面積は、18,700ha で地域の 4 割近くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水資源のかん養や国土の保全など公益的な役割を果たすとともに、今日では、市民の森林レクリエーションの場としても利用されています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林の指定は、県において計画的になされています。

◆ 森林の面積 単位：ha

地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,766	2,877	15,823	18,700	38.3%

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成 19.4.1）」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

◆ 保安林の現況 単位：ha

保安林の種類	指定の目的	面積
水源かん養	水源のかん養	2,186
土砂流出防備	土砂の流出の防備	1,250
土砂崩壊防備	土砂の崩壊の防備	2
保健	公衆の保健	1,338
その他		114
合計		4,890

資料：「遠賀川地域森林計画書（平成 19.4.1）」

イ. これまでの取組と成果

本市の森林を保護、育成するため、森林の保育や、林道などの条件整備を行なっています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「私有林の森林保育経費に対する助成」などがあります。

ウ. 課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じており、間伐等の保育作業の不足による森林の荒廃が目立ち始めています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠であり、重要な課題となっています。

このため、今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者やボランティアなどの人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 農地

ア. 背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持っており、優良農地を保全していくことが必要です。

イ. これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業振興を進めていく農業振興地域制度を実施し、農業上の利用を



確保すべき土地として 1,415ha の農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

(3) 農業施設の整備

ア. 背景

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まっていることを受け、「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）」において、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境と調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされています。

イ. これまでの取組と成果

農業農村整備事業等の実施に当たり、本市では「北九州市田園環境整備マスタープラン」を策定し、環境との調和への配慮、自然環境と共生する農業農村のあり方など、総合的な視野に立った農業農村整備を推進しています。

ウ. 課題と今後の取組

今後は、環境配慮への観点から、可能な範囲で自然の材料を利用した整備について取り組んでいく予定です。

13. 自然とのふれあい講座の開催

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び「北九州市自然環境保全基本計画」（平成 17 年 9 月）に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー（自然環境講座）は、平成 14 年度から開催しており、平成 21 年度は、環境局が主催するものとして、里山、カプトガニをテーマに、市民団体と協働して実施しました。また、平成 18 年度からは、NPO が主体となり開催するエコツアー「ウォータースクール」も加わり、自然とのふれあいの機会が増えています。

【環境局主催】

- 里山ウォーキング 4月18日(土)、高津尾・加用地区(小倉南区中谷)で開催。参加者：38名 共催：中谷地区まちづくり協議会
- カプトガニの産卵観察 8月9日(日)、曾根干潟(小倉南区)で開催。参加者：36名 共催：日本カプトガニを守る会福岡支部。



▲カプトガニの説明を聞く参加者

【NPO 主催】

- ウォータースクール
 - ・海の生き物探し、川の生き物探し 6月21日(日)・7月12日(日)・9月6日(日)・10月4日(日)、喜多久海岸(門司区)などで開催。参加者：106名
 - ・カヌーでゴミ拾い 8月3日(月)、紫川下流域で開催。参加者：19名



▲紫川を満喫した「カヌーでゴミ拾い」

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるように講座を実施していきます。

第 2 節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

産業公害は、関連法令や公害防止施設の整備等により沈静化しつつありましたが、経済の好転に伴う素材型産業等の産業活動の活発化、市民の環境意識の高まりに伴い、再び顕在化しつつあります。また、都市・生活型公害の一つである自動車の排ガスによる大気汚染、騒音等の問題も一部の地域で課題を残しています。今後とも工場等に対するより密度の高い監視、指導等を実施し、きめ細かな対応を着実に進める必要があります。また、事業者の公害防止に係る環境管理を強化するため、環境保全に対する意識啓発や環境部門の組織強化、企業の社会的責任（CSR）への取組を促していきます。

1. 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に答え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害の防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和 45 年 4 月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

本市では、法を補完し地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等を含む総合的な環境保全対策について締結し、内容も具体的な数値による実効性の高いものです。

協定締結の第 1 号は昭和 42 年 9 月の戸畑共同火力株式会社です。これまでの締結件数は 199 件（うち失効 110 件）になり、現在の締結件数は 89 件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和 42～昭和 46	74	1
昭和 47～昭和 51	83	58
昭和 52～昭和 56	5	2
昭和 57～昭和 61	6	2
昭和 62～平成 3	6	12
平成 4～平成 8	8	4
平成 9～平成 13	7	8
平成 14～平成 18	1	4
平成 19	2	1
平成 20	1	17
平成 21	6	1
計	199	110

2. 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、内閣総理大臣の指示及び承認により関係都道府県知事が策定します。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

本市では、昭和 47 年度に昭和 56 年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和 52 年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和 57 年度・62 年度・平成 3 年度・9 年度・14 年度に、それぞれ 5 年間の延長計画が策定されました。

このような取組により、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、自動車交通騒音や洞海湾の水質汚濁等、改善すべき課題も残っており、今後とも公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから、平成 19 年度に平成 22 年度を目標とする第 8 期公害防止計画が策定されました。この計画では、(1) 自動車交通公害対策、(2) 洞海湾の水質汚濁対策の 2 つを主要課題に掲げ、重点的に各種の施策に取り組んでいます。

(3) 今後の取組

平成 22 年度の計画期間を経て目標の達成、効果、問題の有無など分析評価を行い、今後の公害防止対策の推進に取り組んでいきます。